



浦添市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 17 日

浦添市長

松本哲治

浦添市規則第 25 号

## 浦添市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業者の確認等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法、施行令及び府令の例による。

### (確認の申請等)

第3条 法第54条の2第2項の規定により特定乳児通園支援事業者の確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、府令第44条の2において準用する府令第39条の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、書類により証明すべき事実を、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の法令の規定に基づく認可又は確認において市が保有する資料により確認できるときは、当該書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

2 市長は、前項の申請について必要があると認めるときは、申請者に対し、追加資料の提出又は説明を求めることができる。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査の上、確認したときは特定乳児等通園支援事業者確認通知書（様式第2号）により、確認しないときは特定乳児等通園支援事業者不確認通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

### (利用定員の設定に係る意見聴取)

第4条 市長は、法第54条の2第2項の規定により、特定乳児等通園支援事業の利用定員を定めようとするときは、同条第3項の規定により意見を聴かなければならない。

### (確認の変更申請等)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、法第54条の3において準用する法第44条の規定により当該特定乳児等通園支援事業の利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、府令第44条の2において準用する府令第40条の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）（様式第4号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第3条第1項及び第2項の規定は、前項の申請について準用する。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査の上、確認を変更したときは特定乳児等通園支援事業者確認変更通知書（様式第5号）により、確認を変更しないときは特定乳児等通園支援事業者確認変更不承認通知書（様式第6号）により、当該変更申請を行った特定乳児等通園支援事業者に通知するものとする。

（変更の届出（利用定員の減少））

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、法第54条の3において準用する法第47条第2項の規定により当該特定乳児等通園支援事業の利用定員の減少をしようとするときは、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）（様式第7号）に必要書類を添えて、利用定員を減少しようとする日の3月前までに市長に提出しなければならない。

（変更の届出（利用定員の変更以外））

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、法第54条の3において準用する法第47条第1項の規定により利用定員以外の確認に係る事項に変更があったときは、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）（様式第8号）に必要書類を添えて、変更のあった日から起算して10日以内に市長に提出しなければならない。

（確認の辞退）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第54条の3において準用する法第48条の規定により確認を辞退しようとするときは、特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（様式第9号）により、3月以上の予告期間を設けて、市長に届け出なければならない。

（確認の取消し等）

第9条 市長は、法第54条の3において準用する法第52条第1項の規定により確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止するときは、特定乳児等通園支援事業者確認取消・効力停止決定通知書（様式第10号）によりその旨を当該特定乳児等通園支援事業者に通知するものとする。

（公示）

第10条 市長は、法第54条の3において準用する法第53条の規定により公示をするときは、府令第44条の2において準用する府令第44条に定める事項について行うものとする。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業者の確認等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(準備行為)

- 2 この規則に基づく特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する手続又は行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

浦添市長

所在地 \_\_\_\_\_  
申請者 氏名（又は名称） \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定による確認を受けたいので、以下のとおり申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称			
事業所の所在地			
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業		
設置者・事業者の主たる事業所の所在地	〒 -		
	電話:		
	メール:		
設置者・事業者の代表者	フリガナ		職名
	氏名		生年月日 年 月 日
事業の開始予定年月日	年 月 日		

2. 添付書類

別紙「添付書類一覧」のとおり

様

浦添市長

特定乳児等通園支援事業者確認通知書

年 月 日付けで申請のあった特定乳児等通園支援事業者の確認については、次のとおり確認したので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業
設置者・事業者の主たる事業所の所在地	
事業の開始年月日	年 月 日

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦添市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦添市を被告として（訴訟において浦添市の代表者は浦添市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、当該処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日から起算して1年を経過すると当該処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

浦添市長

特定乳児等通園支援事業者不確認通知書

年 月 日付けで申請のあった特定乳児等通園支援事業者の確認については、次のとおり不確認としたので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
理由	

（教示）

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦添市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦添市を被告として（訴訟において浦添市の代表者は浦添市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、当該処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると当該処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）

年 月 日

浦添市長

所在地 \_\_\_\_\_

申請者 氏名（又は名称） \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第54条の2第2項の確認において定めた利用定員を増加したいので、同法第54条の3において準用する同法第44条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称			
事業所の所在地	〒 -		
	電話:		
	メール:		

2. 利用定員を増加しようとする理由等

	変更前の利用定員（人）			変更後（増加）の利用定員（人）			
	（参考）			（参考）			
0～2歳	0歳	1歳	2歳	0～2歳	0歳	1歳	2歳
利用定員を増加しようとする理由							
変更年月日	年 月 日						

3. 添付書類

別紙「添付書類一覧（変更）」のとおり

様

浦添市長

特定乳児等通園支援事業者確認変更通知書

年 月 日付けで申請のあった利用定員の増加に係る確認の変更については、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第44条の規定により、次のとおり確認の変更をしたので通知します。

事業所の名称							
事業所の所在地							
変更前の利用定員（人）				変更後（増加）の利用定員（人）			
（参考）				（参考）			
0～2歳	0歳	1歳	2歳	0～2歳	0歳	1歳	2歳
変更年月日		年 月 日					

（教示）

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦添市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦添市を被告として（訴訟において浦添市の代表者は浦添市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、当該処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該判決の日から起算して1年を経過すると当該処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

浦添市長

特定乳児等通園支援事業者確認変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった利用定員の増加に係る確認の変更については、審査の結果、確認の変更をしないこととしたので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
理由	

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦添市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦添市を被告として（訴訟において浦添市の代表者は浦添市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、当該処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日から起算して1年を経過すると当該処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。



特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）

年 月 日

浦添市長

所在地 \_\_\_\_\_

届出者 氏名（又は名称） \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の規定による確認を受けた事項に変更があったので、同法第54条の3において準用する第47条の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
	事業所の名称
	事業所の場所（所在地）
	設置者（申請者）の名称、主たる事務所の所在地
	代表者の氏名、生年月日及び職名
	代表者の住所
	設置者（申請者）の定款、寄附行為及び登記事項証明書等
	建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要
	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
	運営規程
	乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項

	役員の氏名、生年月日及び住所
--	----------------

### 3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変 更 前	
変 更 後	
変更の理由	

### 4. 添付書類

別紙「添付書類一覧（変更）」のとおり



様

浦添市長

特定乳児等通園支援事業者確認取消・効力停止決定通知書

年 月 日付け第 号で確認した特定乳児等通園支援事業については、子ども・子育て支援法第 54 条の 3 において準用する法第 52 条第 1 項に基づき、次のとおり 確認取消 ・ 効力停止 しますので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業
確認取消又は効力停止 年 月 日	年 月 日
確認取消又は効力停止 となる範囲 及びその理由	

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、浦添市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、浦添市を被告として (訴訟において浦添市の代表者は浦添市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、当該処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると当該処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。